

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の導入について

1 概要

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（以下「本特例措置」という。）は、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況に対応するものである。受注者が安心して施工・受注できる環境を整備するため、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により追加で必要となる経費（以下「別途調達経費」という。）を設計変更により計上するものである。

2 対象工事

本特例措置は、桑名市（桑名市教育委員会及び桑名市上下水道部を含む。）が発注する建設工事（維持業務（樹木維持業務、除草業務）委託を含む。）を対象とする。

3 対象資材（調達検討資材）

供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材とする。

4 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、調達検討資材に該当するか否かを確認すること。
- (2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達する場合
 - ③ 調達検討資材を調達する場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

5 スライド条項の取扱い

本特例措置による設計変更内容は、工事請負契約書条項第25条（スライド条項）等の対象外とする。

6 適用期間

本特例措置は、令和8年10月1日以降に受発注者間で協議が整ったものから適用を開始し、中東情勢の影響を受ける当面の間、継続するものとする。

なお、今後の情勢や運用状況を踏まえ、本制度の必要性やあり方については適宜検討する。

7 その他

対象工事は、特記仕様書等に本特例措置の対象である旨を明示する。

「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置」の具体的な手続き

1. 特記仕様書への明示

特記仕様書において、「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について」にチェック☑をする。（営繕工事においては、追加工事特記仕様書を使用する。）

2. 発注公告への明示

ナフサ由来の建設資材に対する特例措置の対象工事は、発注公告に対象案件であることを明示する。

3. 実施方法

(1) 本特例措置について発注公告に明示していない工事（既契約工事を含む）

- ① 受注者からの申し出により協議を開始する。

※ 発注者から受注者への通知は、本内容をもって代用するため、工事打合せ簿による通知は行わない。

- ② 受注者は、代替資材の調達等が別途必要になった場合、購入前に、工事打合せ簿（別紙１）により、調達検討資材に関する協議（様式１）を行う。

なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。

- ③ 受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙２）により、調達検討資材に関する実施報告（様式２）を行う。

なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

(2) 本特例措置について発注公告に明示した工事

- ① 受注者は、代替資材の調達等が別途必要になった場合、購入前に、工事打合せ簿（別紙１）により、調達検討資材に関する協議（様式１）を行う。

なお、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを添付するものとする。また、代替資材の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて提出する。

- ② 受注者は、設計変更に際し、工事打合せ簿（別紙２）により、調達検討資材に関する実施報告（様式２）を行う。

なお、証明書類として、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、請求書等のうち、必要なものの写しを添付する。

4. 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

なお、設計数量については、調達検討資材に関する協議（様式1）時に受発注者で確認を行うこと。

【証明された数量と対象数量の考え方】

証明数量 < 設計図書の数量	→ 設計変更不可。
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量 < 証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量（※）

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※ 精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量は、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負代金比率考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の契約時点の実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

5. 工期

本特例措置に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）	
工事名		
（内容） 発議者：現場代理人 □□ △△ 「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について」に基づき、様式１のとおり、調達検討資材について協議します。		
添付図 葉、その他添付図面		
処理・回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：
	受注者	上記について ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 受理 します。 ☐ その他 [] 年月日：

工事打合せ簿

[illegible]